

長期優良住宅先導事業
募集要領

【平成 23 年度版】

平成 23 年 5 月

〈注意事項等〉

- 平成 22 年度との主な変更点等は以下の通りとなりますので、応募にあたってはご留意下さい。
 - ・平成 23 年度は、住宅の新築の募集はありません。
 - ・「既存住宅等の改修部門」については、新たに特定の部門を設けて実施することとしています。なお、「既存住宅等の改修部門」において、戸建住宅については構造躯体の耐久性及び耐震性の向上に係る工事を実施することを必須の条件とします。
- 平成 23 年度の追加募集については、未定です。

募集要領に関して、Q & A 等の追加的な説明を順次 6. 2 のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募ください。

目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2. 1 公募する提案事業の部門	1
2. 2 提案事業の要件	2
2. 3 応募者及び提案のタイプ	8
2. 4 補助対象事業	8
2. 5 補助の期間	11
2. 6 複数年度にまたがる事業に対する補助	11
3. 事業の実施方法	12
3. 1 手続き	12
3. 2 提案の方法	12
3. 3 提案の評価	13
3. 4 事業の採択	14
4. 補助金交付	14
4. 1 補助金交付	14
4. 2 事業中及び事業完了後の留意点について	15
5. 情報の取り扱い等について	17
5. 1 情報の公開・活用について	17
5. 2 個人情報の利用目的	17
6. 応募方法	18
6. 1 公募期間	18
6. 2 問い合わせ先、資料の配付	18
6. 3 提出先	18
6. 4 提出方法	18
6. 5 提出書類	19
応募様式	27
既存住宅等の改修 部門	27
維持管理・流通に係る体制整備 部門	38
技術の検証、情報提供及び普及 部門	47

1. 事業の趣旨

長期優良住宅先導事業は、「いいものをつくってきちんと手入れして長く大切に使う」というストック社会の住宅のあり方について、具体的内容を広く国民に提示し、技術の進展に資するとともに普及啓発を図ることを目的にしております。

この観点から、先導的な材料・技術・システムが導入されるものであって、住宅の長寿命化に向けた普及啓発に寄与する事業の提案を公募によって募り、優れた提案に対して、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助します。

2. 事業内容

2. 1 公募する提案事業の部門

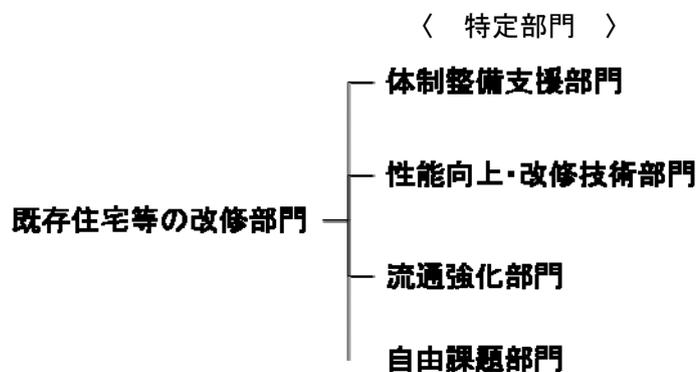
次の①～③の部門のいずれかに該当する先導的な提案を対象とします。(複数の部門に提案することも可能です。この場合、提案申請書は各々提出してください。)先導的な提案の詳細については、2. 2. 1を参照して下さい。

①既存住宅等の改修部門^{注1}

(個別提案* (戸建て、共同住宅)、システム提案 (戸建て、共同住宅))

*一団の住宅地としての提案を含む

既存住宅等の改修については、「体制整備支援部門」、「性能向上・改修技術部門」、「流通強化部門」を設け、この3つのテーマ以外の提案は「自由課題部門」とします。同一の提案内容では、複数の特定部門の提案はできないものとします。各特定部門の詳細については、2. 2. 1を参照して下さい。



②維持管理・流通に係る体制整備部門^{注2}

・住宅履歴情報の整備、既存住宅の性能、品質、取引価格に関する情報提供の充実等

③技術の検証、情報提供及び普及部門^{注3}

・先導的な提案に係る居住者実験 (既存住宅の改修に係る個別技術の検証)、社会実験等
・展示用模型等の整備^{注4}、その他の情報提供及び普及

<注1>

建築主が居住又は販売を目的とした住宅は、「①既存住宅等の改修部門」での提案とし、人が居住せず、一定期間の公開をしたのち除却解体する展示用住宅等販売を目的としない住宅は、「③技術の検証、情報提供及び普及部門」として提案を受け付けます。

<注2>

個々の事業者や一定の資本系列の事業者、一定のフランチャイズ事業者のみが利用することを目的としたシステム整備は対象外とします。

<注3>

共同住宅の展示用住宅は、住棟の一部を利用する場合のほか、販売センター等に建設するモデルルームも対象となります。

展示用模型については、先導的な内容を説明するためのものに限りません。

<注4>

展示期間については原則1年以上とします。ただし、特定のイベント期間の展示等やむを得ない事情によりこれ以下の期間とすることが必要な場合は、この限りではありません。

2. 2 提案事業の要件

提案事業は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

①先導的な提案

先導的な材料・技術・システム等が導入されるなど、長期優良住宅にふさわしい提案や創意工夫を含むものであること。(2. 2. 1 参照)

②公開等長期優良住宅普及への寄与

公開などにより、長期優良住宅の普及・啓発に効果が高いと認められるものであること。(2. 2. 2 参照)

③平成23年度中に事業に着手するものであること。(2. 2. 3 参照)

2. 2. 1 先導的な提案について

1. 全体の考え方について

住宅の改修については、住宅の長寿命化に係る知見の収集と併せ、長寿命化に係る知見の普及にも重点を置く必要があり、次のような考え方で評価を行います。

- ・新規性・先進性の高いものだけでなく、波及性・普及性の高いものを評価する。
- ・技術の進展に寄与するものを評価する。

以下に、具体的な評価の考え方を示します。

(1) 住宅の長寿命化に資する新しい技術の進展に寄与

(選定に当たっての考え方例)

- ・長寿命化のための設計上の工夫、生産供給体制・維持管理体制の整備等や技術の進展について、有用性、今後の発展性が期待できるものを評価する。
- ・技術の革新性について、評価する。なお、新しい技術で、その性能等が明らかかなものは、その性能を踏まえて、相応の評価を行う。
- ・ハード技術の新しさに注目するだけでなく、ソフトも含めた組合せ等総合的に提案されたものを評価する。
- ・維持管理・点検の考え方、更新の方法等が考慮されているものを評価する。

(2) 中小事業者等の技術基盤強化や履歴情報の整備等、住宅の長寿命化の普及のための体制や仕組みの整備に寄与

(選定に当たっての考え方例)

- ・ 到達するレベルの高さを評価することとあわせ、現在到達している長寿命化への取り組みのレベルを踏まえ、取り組みの努力、今後の展開にも配慮して評価する。
- ・ 物理的な優良性を評価するだけでなく、現在、十分とは言えない、維持管理や流通など、住宅を長くもたせる取り組みを積極的に評価する。
- ・ 既存の改修、維持管理等の段階別、木造、RC造等の工法別、戸建て、共同住宅等の建て方別、大手住宅供給者、中小事業者等の別等、多様な取り組みが展開されるように配慮する。

(3) 住宅の長寿命化に係る改修等が標準化されるなど、一般に普及する契機となる

(選定に当たっての考え方例)

- ・ 提案の汎用性、コスト等も含めた普及可能性等を評価する。

なお、当事業は年度単位で採択・実施することとしており、これまでに採択を受けた提案についても平成23年度の採択を受けるためには、再度提案する必要があります。この場合、提案内容を変更・追加・補強し、波及性・普及性の高いものや提案内容を深化したものとすることが求められます。なお、提案書には変更部分のみではなく、提案全体の記載が必要ですので、留意してください。

2. 部門別の考え方について

これまでの評価等を踏まえ、次のとおりとします。

(1) 既存住宅等の改修部門について

既存住宅等の改修の提案においては、平成23年度より、取り組みの強化が求められるテーマに重点を置くため、「体制整備支援部門」、「性能向上・改修技術部門」、「流通強化部門」を設定しています。この3テーマ以外の提案も、「自由課題部門」として提案が可能です。また、評価の際、適切と思われる特定部門の専門分野の委員を中心として、評価を行うこともありますので、ご承知おき下さい。

なお、既存住宅等の改修部門において、戸建住宅については構造躯体の耐久性及び耐震性の向上に係る工事を実施することを必須の条件とします。

【特定部門】

(1) -① 体制整備支援部門

関連機関による連携体制を整備するとともに、実際の改修工事にあわせた研修、情報提供、普及啓発を実施することにより、改修技術の普及、履歴情報の整備・保管、適確な点検修繕のための体制等を整備することをテーマとするものです。

(具体例)

- ・ 地域材を活用した既存住宅等の改修を行うための体制を構築するもの
- ・ 保険制度、履歴情報の整備・保管、的確な点検修繕等を協調連携して行うための体制を整備するもの
- ・ 耐久化・耐震化に資する改修技術向上を図るための人材の育成、体制の整備を行うもの
- ・ 既存住宅の改修の資金支援、流通支援を行うための体制を整備するもの
等

(1) -② 性能向上・改修技術部門

住宅の性能向上・改修技術に関する先進的な提案について、実際の改修工事の実施とあわせて、効果の検証や情報提供等を実施することにより、技術の進展に寄与することをテーマとするものです。なお、居住の対象となる住宅での実際の改修工事を行わずに技術の検証等のみを行う場合は、「技術の検証、情報提供及び普及部門」に応募して下さい。

(具体例)

- ・ 既存住宅等に住まいながら大規模な改修工事の施工が可能な工法の採用等、居住者に配慮するもの
- ・ 住宅の長寿命化に資する新たな技術を導入した改修工事
- ・ コスト明示・コストダウン・工期の短縮を図る改修等施工性、普及性の高い工法を採用するもの
- ・ 耐久性、耐震性、省エネ特性の性能の向上とあわせて、外観の修景などを行い、地域のまちなみ形成に資するもの
- ・ 介護・生活支援サービスと連携したバリアフリー改修を行うもの
等

(1) -③ 流通強化部門

既存住宅流通市場・リフォーム市場を整備するため、実際の改修工事とあわせて、これらに関する工夫・仕組みの整備等を実施することにより、既存住宅流通市場の活性化を図ること等をテーマとするものです。なお、居住の対象となる住宅での実際の改修工事を行わずに維持管理・流通に係る体制整備等のみを行う場合は、「維持管理・流通に係る体制整備部門」に応募して下さい。

(具体例)

- ・ 既存住宅の評価・改修を通じた住宅履歴システムを開発するもの
- ・ 改修した住宅の情報提供を通じた住み替え支援を構築するもの
- ・ 改修履歴の整備とあわせた資金調達、住まい手の維持管理サポートを整備するもの
- ・ 空家を改修し、流通・活用する新たなビジネスモデルを構築するもの
- ・ 住宅と他用途を組み合わせるための建築物の用途転換と改修を実施するもの
等

(1) -④ 自由課題部門

上記の部門以外の提案を想定しています。(1)-①～(1)-③に該当するもの以外で、特に住宅の長寿命化や長期にわたる活用に資する取り組みを求めています。先導性について、特定のテーマを設定している場合は、そのテーマを明示して下さい。

(具体例)

- ・ 古民家や伝統的住宅でまちなみ等立地特性を考慮した住宅の改修を行うもの
- ・ 集合住宅の管理組合による大規模修繕の実施に合わせ、その後の計画的な維持管理体制等を構築するもの
- ・ 既存住宅の躯体等を簡易、的確に診断・評価を行うシステムを確立しようとするもの 等

(2) 維持管理・流通に係る体制整備部門について

維持管理・流通に係る体制整備に関する提案については、次のようなものが想定されます。また、評価にあたっては、先導性を個別に評価することとなります。

(具体例)

- ・ 住宅履歴情報の整備とあわせ維持管理・流通、金融・保証等の体制を整備するもの
- ・ 住宅履歴情報を活用した新たな住生活ビジネスとなるモデルを提案するもの
- ・ 住宅の維持管理における所有者への継続的な情報提供及び技術支援の体制を整備するもの 等

※ 住宅履歴情報の保存に係る検討にあたっては、「住宅履歴情報整備検討委員会」(委員長：野城智也東京大学教授)における検討(住宅履歴情報の蓄積・活用の指針)を参考とすること。

(ホームページ： <http://www.jutaku-rireki.jp/jigyoushya/data.html>)

(3) 技術の検証、情報提供及び普及部門について

技術の検証、情報提供及び普及に関する提案については、住宅の長寿命化に必要な技術を導入するための実証実験や長寿命化に必要な技術・システム等の情報提供及び普及等に関するもので、次のようなものが想定されます。

(具体例(技術の検証に関するもの))

○既存住宅の改修に係る個別技術の検証

- ・ 工事中の居住性、快適性に与える影響を少なくするための改修技術の検証
- ・ 既存住宅の性能を総合的に向上させるための改修技術の検証
- ・ 短期間でできる等施工性が高い改修工法に係る実験 等

○多様な技術を総合化した場合の技術の検証（新築・改修）

- ・ 施工性や居住性を確保するための居住者による実験 等

○ビジネスモデル等の検証

- ・ 新しい技術・システムを実務的に検証するための社会実験 等

（具体例（情報提供及び普及に関するもの））

- ・ 個々の事業者の特定の技術・商品・工法等の広報のみを目的としない中立性・公平性の高い住宅の長寿命化一般に関する展示・普及
- ・ 個々の事業者や一の資本系列の事業者等によるものによっては、長期優良住宅の提案に関する展示の工夫がされているもの等先導性・普及性が特に高いもの
- ・ 時間の経過を加味し先導的な取り組みを本格的に実感できるもの、既存住宅等の改修効果がわかり易いものなど、通常の住宅の展示を超えた工夫がみられるもの 等

2. 2. 2 公開等の普及・啓発効果について

公開等の普及・啓発効果そのものが評価の対象となりますが、国民に身近なところで具体のものを見せる機会を創出することにより住宅の長寿命化への理解を促進するものとしては、次のようなものを想定し、評価を行います。特に、既存住宅等の改修部門については、少なくとも現地見学1回以上、又はこれと同等以上の現地の公開等の情報提供が必要となります。

（具体例）

- ・ 公開等について国民がアクセスしやすいよう工夫されているか、効果等を理解しやすい方法で提示しているかなどの普及啓発効果の高いもの
- ・ 全国で展開しているものや、取り組みがあまり進んでいない地域で展開するもの
- ・ 街並み形成を含むなどプロジェクト自体の発信力（インパクト）のあるもの

2. 2. 3 対象となる事業の着手時期及び補助の期間

原則として、平成 23 年度中に着手するものを対象とします。既存住宅等の改修部門については、平成 23 年度中に着工した住宅を対象とします。ただし、共同住宅等設計から着工までに時間がかかると認められるものについては、平成 23 年度中に実施設計に着手しているものであって、平成 24 年度中に着工したのも対象とします。

また平成 24 年度末までに全ての事業が完了するもの（平成 25 年 2 月上旬頃までに実績報告を行うもの）が補助の対象となります。このため、平成 24 年度の実績報告の期日（平成 25 年 2 月上旬頃）以降も引き続き事業が継続するものについては、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

提案事業の評価を踏まえ、国土交通省が補助対象事業を選定（以下「採択」という。）する時点で、すでに着手をしている事業は原則として対象になりません。

2. 2. 4 (参考) 長期優良住宅建築等計画の認定基準 (新築住宅)

長期優良住宅建築等計画の認定基準の概要は以下のとおり。なお、既存住宅等の改修部門において、選定の基準とするものではありません。

性能項目等	概 要
劣化対策	<p>○数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常想定される維持管理条件下で、構造躯体の使用継続期間が少なくとも100年程度となる措置。 <p>〔鉄筋コンクリート造〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セメントに対する水の比率を低減するか、鉄筋に対するコンクリートのかぶりを厚くすること。 <p>〔木造〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床下及び小屋裏の点検口を設置すること。 ・点検のため、床下空間の一定の高さを確保すること。
耐震性	<p>○極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震力に対する変形を一定以下に抑制する措置を講じる。 <p>〔層間変形角による場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震時の地上部分の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合をそれぞれ1/100以下(建築基準法レベルの場合は1/75以下)とすること。 <p>〔地震に対する耐力による場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法レベルの1.25倍の地震力に対して倒壊しないこと。 <p>〔免震建築物による場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅品確法に定める免震建築物であること。
維持管理・更新の容易性	<p>○構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理対策等級(専用配管・共用配管)等級3 ・更新対策等級(共用排水管)等級3
可変性	<p>○居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。</p> <p>〔共同住宅〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の躯体天井高(2,650mm以上)を確保。
バリアフリー性	<p>○将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等対策等級(共用部分)3。ただし、手すり・段差・高低差については対象としない。
省エネルギー性	<p>○必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に規定する平成11年省エネルギー基準に適合すること。
居住環境	<p>○良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等の区域内にある場合には、これらの内容と調和が図られること。
住戸面積	<p>○良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。</p> <p>〔一戸建ての住宅〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75㎡以上(2人世帯の一般型誘導居住面積水準) <p>〔共同住宅等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55㎡以上(2人世帯の都市居住型誘導居住面積水準) ※一戸建ての住宅、共同住宅等とも、少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積) ※一戸建ての住宅、共同住宅等とも、地域の実情に応じて引上げ・引下げを可能とする。ただし、一戸建ての住宅55㎡、共同住宅等40㎡(いずれも1人世帯の誘導居住面積水準)を下限とする。
維持保全計画	<p>○建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持保全計画に記載すべき項目については、①構造耐力上主要な部分、②雨水の浸入を防止する部分及び③給水・排水の設備について、点検の時期・内容を定めること。 ・少なくとも10年ごとに点検を実施すること。

※具体的な内容は、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)」をご確認下さい。

2. 3 応募者及び提案のタイプ

応募者は、2. 1で示す①～③の事業を行う者とし、事業を行う者のグループによる応募も可能です。また、請負事業等で建築主が応募時点では未定の場合、受注する建設業者等による応募が可能です。

なお、同一の者が、グループの一員としての提案と個別の提案と両方応募する場合は、それを明記するようにしてください。（採択時に調整が必要となる場合があります。）

全く同じ提案の場合は、両方応募することはできません。

また、複数の事業者が連携して住宅の供給等を行っている場合（フランチャイズ等）は、グループとしての提案を望みます。

応募した事業提案が採択され、事業を実施し、補助金交付手続きを行っていただくことになります。具体的実施体制が確保されていないアイデアのみの提案や事業を実施する予定のない評価のみを目的とした提案は受け付けられません。

提案は、例えば以下のようなタイプが想定されます。

- a. 建築主（分譲を行う者を含む）による提案
 - b. 住宅の建設（請負）、流通、維持管理に携わる者による提案
 - c. 複数の事業者のグループ（社団法人を含む）による提案
 - d. 地方公共団体と住宅供給事業者等の連携による提案
- 等

2. 4 補助対象事業

2. 4. 1 補助を受ける者

補助を受ける者は、以下を対象とします。原則として提案をし、採択を受け、事業を実施する者が補助を受ける者となります。請負事業等で建築主が応募時点では未定のものについては、建築主と採択を受けた建設業者等がグループとして共同して事業を実施し、建築工事費に係る補助金については、建築主が補助を受けることとなります。

- ・建築主等（個人、住宅供給事業者、建築主と建設関連事業者等のグループ等）
- ・維持管理・流通等のシステムを整備する者
- ・提案に係る技術の検証（社会実験等）を実施する者
- ・提案に係る情報提供及び普及（展示用模型等の整備等）を実施する者

2. 4. 2 補助額

補助額は、次の（1）に掲げる建設工事等に係る補助額と（2）に掲げる附帯事務費の合計です。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会の評価に基づき予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

（1）建設工事等に係る補助額

補助金の交付対象となる費用（国費）は次に掲げるものとします。なお、部門毎の補助対象費用は以下の表「部門毎の補助対象と国費の上限」のとおりです。

表 部門毎の補助対象と国費の上限

部門	補助対象	補助金の額の上限（国費）
既存住宅等の改修部門	①調査設計計画費	調査に要する費用については、1戸当たり10万円
	②既存住宅等の改修に要する費用	1戸当たり200万円※ 1地区あたり（共同住宅）2億円
	③体制整備に要する費用	1事業当たり200万円※
	④システムの整備に要する費用	1事業当たり1,000万円※
	⑤技術の検証に要する費用	1事業当たり1,000万円※
維持管理・流通に係る体制整備部門	⑥システムの整備に要する費用	1事業当たり1億円※
技術の検証、情報提供及び普及部門	⑦技術の検証に要する費用	—
	⑧情報提供及び普及に要する費用	—

※特別な場合は、これを超えることができる。

③、④、⑤の費用はいずれか一つまでを選択して応募ができます。③、④、⑤の費用について重複しての応募はできません。

①調査設計計画費

改修を前提とした既存住宅等の以下のいずれかの要件を満たす調査について、調査に要する費用の2/3以内の額を対象とします。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって一定の講習を終了し、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人へ登録した者が実施する建物検査
- ・建築士であって一定の講習会等を終了した者が行う等評価委員会により認められたもの

また、住宅の長寿命化に係る建築設計費として、特に必要があるものとして3.3(1)で定める評価委員会により認められたものの2/3以内の額とします。

②既存住宅等の改修に要する費用

補助金の額（国費）を全体改修工事費の1/3以内として算出します。（比較設計による標準的な試算に基づく。）ただし、耐久性または耐震性の向上を伴わない

等部分的な改修にあつては、1 / 3を下回る額とすることがあります。この場合は、採択後、個別協議を経て決定することとなります。

③体制整備に要する費用（既存住宅等の改修と併せて行う場合）

補助金の額（国費）は体制整備に要する費用の2 / 3以内の額です。体制整備に要する費用とは、住宅履歴情報の整備、既存住宅の性能、品質、取引価格に関する情報提供の充実等のための実務者等向けシンポジウムの開催費用等で別表1に掲げる経費のうち、国土交通省が認める経費とします。

④システムの整備に要する費用（既存住宅等の改修と併せて行う場合）

補助金の額（国費）はシステムの整備に要する費用及びこの運用に係る別表1に掲げる経費の2 / 3以内の額です。

- ・システム整備費は、先導的な提案を実現するために必要な部分に限定して補助を行います。（例えば既存のシステムを、先導的な提案を実現するために改良する場合には当該改良部分が補助の対象となります）。
- ・当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入する費用は対象となりません。

⑤技術の検証に要する費用（既存住宅等の改修と併せて行う場合）

補助金の額（国費）は社会実験等に係る費用で別表1に掲げる経費の2 / 3以内の額とします。実験に際し住宅の整備を行う必要がある場合は、⑧に準じて取り扱うこととします。

⑥システムの整備に要する費用

補助金の額（国費）はシステムの整備に要する費用及びこの運用に係る別表1に掲げる経費の2 / 3以内の額です。

- ・システム整備費は、先導的な提案を実現するために必要な部分に限定して補助を行います。（例えば既存のシステムを、先導的な提案を実現するために改良する場合には当該改良部分が補助の対象となります）。
- ・当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入する費用は対象となりません。

⑦技術の検証に要する費用

補助金の額（国費）は社会実験等に係る費用で別表1に掲げる経費の2 / 3以内の額とします。実験に際し住宅の整備を行う必要がある場合は、⑧に準じて取り扱うこととします。

⑧情報提供及び普及に要する費用

補助金の額（国費）は展示用住宅（展示期間中の減価償却に要する費用）、展示用模型等の整備に係る費用等の2 / 3以内の額とします。

- ・個々の事業者や一の資本系列の事業者、一のフランチャイズ事業者のみによる長期優良住宅の展示については、特に長期優良住宅の提案に関する展示の工夫がされているもの等先導性・普及性が特に高いもののみを対象とします。補助の対象は展示用住宅の整備費及び先導的な提案の内容を説明するために

必要な展示用模型の作成費のみを対象とします。

- ・個々の事業者の特定の技術・商品・工法等の広報のみを目的としない中立性・公平性の高い住宅の長寿命化一般に関する展示・普及に関しては、地盤調査費、設計費、土地整備費、施設の整備及び別表1に掲げる経費を対象とします。
- ・展示用住宅の整備費は、展示用期間中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×展示年数／7の費用を補助対象とします。

(2) 附帯事務費

(1) の建設工事等に係る補助額（国費）の2.2%以内の額で別表2に掲げる経費を附帯事務費として補助します。なお、附帯事務費とは建築主と事業者で交わされる請負契約などに含まれる現場管理費や諸経費以外の事務費のことで、事業者が直接負担するものです。

2. 4. 3 その他

共同住宅の提案や3.2(2)のシステム提案の応募に当たっては、補助金を受ける事を希望する戸数を提出していただきます。予算及び提案の内容等を踏まえ、応募申請額の範囲内で調整して決定させていただきます。

また、採択を受けた事業が当初の事業計画に比べ進まない場合には、年度途中で対象戸数を減少する等の変更を行う場合があります。

他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。（住宅エコポイント等との併用はできません。）

2. 5 補助の期間

補助金の交付を受けることができる事業は、平成23年度中に着手する事業のみです。採択をされた事業であっても、平成23年度中に着手に至らないものについては、補助の対象とはなりません。

既存住宅等の改修部門については、平成23年度中に着工した住宅を対象とします。ただし、共同住宅等設計から着工までに時間がかかると認められるものについては、平成23年度中に実施設計に着手しているものであって、平成24年度中に着工したのも対象とします。

2. 6 複数年度にまたがる事業に対する補助

複数年度にわたる事業については、予め各年度の計画を提出していただき、原則とし

て補助対象部分についての出来高に応じ、各年度に補助を行います。平成 23 年度は、平成 23 年度中に事業が行われた部分について補助を行います。

ただし平成 24 年以降の工程分については、平成 24 年度末までに全ての事業が完了するもの（平成 25 年 2 月上旬頃までに実績報告を行うもの）が補助の対象となります。このため、平成 24 年度の実績報告の期日（平成 25 年 2 月上旬頃）以降も引き続き事業が継続するものについては、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

3. 事業の実施方法

公募する事業の手続きは、以下のとおりです。

3. 1 手続き

本事業は、提案公募と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 提案公募

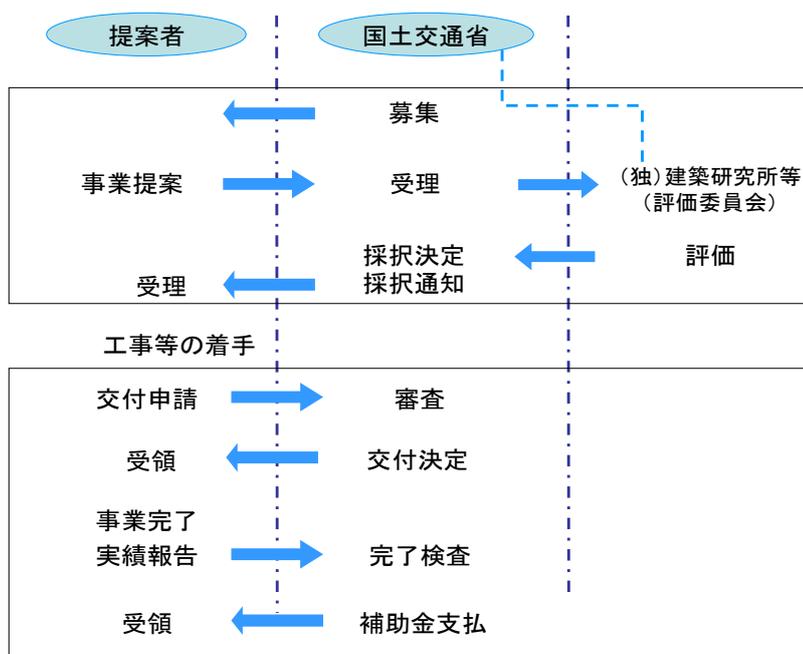
国は、事業の提案に必要な要件を定めて公募を行います。

応募のあった提案について評価を行い、優れた提案を採択します。

(2) 補助金交付

事業は、採択通知がなされることにより着手することができますが、補助金を受け取るためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時等に応じた実績報告を行っていただく必要があります。

補助金の交付申請は、2. 4. 1 の補助を受ける者に行っていただく必要があります。



3. 2 提案の方法

2. 1における①の既存住宅等の改修に関する提案は、「個別提案」又は「システム提案」によります。

(1) 個別提案

当該事業を実施する住宅が確定している場合は、「個別提案」として提案を受け付けます。

この場合、提案者に当該事業を実施する住宅の所有者（以下単に「所有者」という。）が含まれていない場合は、所有者の合意を得ているものである必要があります。

(2) システム提案

当該事業を実施する住宅が確定していない場合でも、長期優良住宅の生産方式や維持管理方式等の仕組みとして提案を受付けます。

この場合、事業の対象となる住宅を整備する段階で、個別の設計内容と提案した内容との適合性を審査します。なお、当該システム提案により個別の住宅の整備を行う事業者については、予め提案時に事業を行う者のリストを提出していただきます。システム提案が採択されても、原則として、リストに掲載されていない事業者は補助金の交付申請を行うことができませんのでご注意ください。

3. 3 提案の評価

(1) 評価の実施体制

提案事業の採択にあたり、応募提案は、独立行政法人建築研究所に設置する学識経験者からなる長期優良住宅先導事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）において評価が行われます。評価委員会の委員及び専門委員名は、別紙のとおりです。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員会規則を定めて委員の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人又は委員本人と関係を有する企業、団体等が業務として、コンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。

なお、評価委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 評価の手順

応募書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、応募書類の内容について書面評価を行います。評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行い、評価結果を決定します。

追加資料を請求した場合、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じることができない場合には評価の対象とならない場合

があります。

3. 4 事業の採択

評価委員会の評価をもとにした独立行政法人建築研究所の報告を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定し、応募者に通知します。

補助対象となる事業については原則として採択通知日以降の着手とする必要があります。

なお、これに違反している場合は、採択の取消となります。

4. 補助金交付

採択結果の通知時に交付申請の手続きの詳細等についてお知らせします。その内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

4. 1 補助金交付

4. 1. 1 交付申請

交付申請は国土交通省が定めた期間に行っていただきます。システム提案の場合、当該期間までに建築主が決まったものについて交付申請を行っていただくこととなりますが、これとは別に交付申請の予定等の進捗状況を必要に応じ報告いただくこととなりますのでご注意ください。

これらの具体的な手続きの方法、手続きの場所等についても採択結果の通知と併せてお知らせする予定です。

4. 1. 2 交付決定

交付申請を受け、国土交通省においては、以下の事項等について審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付要綱に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象費用には、国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。（住宅エコポイント等との併用はできません。）

4. 1. 3 補助事業の計画変更について

補助を受けた者は、やむを得ない事情により、次の(1)又は(2)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得る必要があります。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択されたプロジェクトと異なるものとなったと判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

4. 1. 4 実績報告及び額の確定について

補助を受ける者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

「完了実績報告書」には、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを証明するため工事監理を実施した建築士等の証明書の添付を求めることがあります。

国土交通省は、「完了実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。平成23年度の事業については、支払いは、原則として平成24年3月末となる予定です。

支払いは、補助を受ける者に指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

4. 1. 5 複数年度にまたがる事業の場合

複数年度にまたがる事業の場合には、次のとおりとなります。

- (1) 提案時に付した年度計画に従い、初年度の交付申請等を4. 1. 1～4. 1. 4に準じて実施します。初年度の工事費用等が提案時と異なる場合にあっては、速やかに交付申請を行い、調整を行ったうえで、年度計画を再度調整する必要があります。
- (2) 次年度については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、工事等を継続することが可能ですが、初年度の交付決定時に通知するスケジュールに沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 年度計画を途中で変更する場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。

4. 2 事業中及び事業完了後の留意点について

4. 2. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収

入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

4. 2. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

4. 2. 3 実績の報告等

事業の採択を受けた者は、国土交通省等に、次のような事業の結果に関する報告が必要となります。

- ・改修を行った住宅については、公開等普及・啓発の状況（公開等の時期・見学者等の概数、見学者等の感想等）の報告
- ・技術の検証、情報提供及び普及部門における、社会実験等については、実験終了後に実験の結果に関する報告
- ・技術の検証、情報提供及び普及部門における展示用模型等については、来場者の概数及び来場者に対する長期優良住宅先導事業に関するアンケート結果の報告（来場者に対しアンケートを実施していただきます。）
- ・体制やシステムの整備については、当該体制やシステムの概要に関する報告

4. 2. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業の採択を受けた者には、補助期間終了後、長期優良住宅先導事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

4. 2. 5 情報の提供

事業の採択を受けた者においては、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。また、この情報については、独立行政法人建築研究所等に適宜提供をいただき、これらの機関は必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

4. 2. 6 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところによ

り行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け国住生第 653 号）
- 十 その他関連通知等に定めるもの

5. 情報の取り扱い等について

5. 1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

採択決定後、採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省及び独立行政法人建築研究所のホームページに掲載します。

(2) 事業等の公表

普及促進を目的に広く一般に住宅の長寿命化について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

6. 応募方法

6. 1 公募期間

平成23年5月12日(木)～平成23年6月30日(木) 消印有効

6. 2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールでお願いします。回答は類似のものについてはまとめるなどの整理を行った上でQ&Aとして下記ホームページに回答を掲載します。形式的な質問を除き電話での質問・相談は受け付けません。

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。

応募様式は、下記の箇所でも配布します(郵送依頼は不可)、また、下記のホームページから様式をダウンロードすることが可能です。

<問い合わせ先>

(独) 建築研究所 長期優良住宅先導事業評価室

メールアドレス : chouki@kenken.go.jp

F A X : 029-879-0786

電話番号 : 029-879-0691 <平日 9:00~17:00>

ホームページ : <http://www.kenken.go.jp/chouki/index.html>

(応募様式のダウンロード可能)

6. 3 提出先

<提出先>

〒162-0825

東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル 6階

(独) 建築研究所 長期優良住宅先導事業評価室

電話番号(提出用) : 03-5229-8185

ホームページ : <http://www.kenken.go.jp/chouki/index.html>

メールアドレス : chouki@kenken.go.jp

※提出先の住所に誤りがないようご留意下さい。

6. 4 提出方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法(配達記録郵便等)で申し込みしてください。

郵送時は、「応募書類在中」を記入してください。

(応募書類の差し替えは固くお断りします。)

6. 5 提出書類

提案の申請をしようとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、1)～4)の必要部数を揃えて提出してください。

なお、今回様式についても変更されている点があるため、書類作成において留意してください。主な留意点は以下の通りです。

○過去に採択されたもので、当該採択提案をベースに今回の提案を行っている場合であっても、変更部分のみではなく、提案全体の記載が必要ですので、留意して下さい。また、過去に採択された提案の実施状況・提案の変更点に関する書類を提出して頂きます。(様式9)

表 6-5-1 提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	提案申請書		様式1
2) 応募図書	① フェイスシート	8部	様式2 ※該当するものを使用のこと
	② 提案の基本的な考え方		様式3 ※該当するものを使用のこと
	③ 先導的提案の内容説明		様式4 ※新築戸建住宅で提出(今回は該当なし)
	④ 既存住宅等の改修の概要		様式5 ※「既存住宅等の改修部門」で提出
	⑤ 住宅の提案の内容説明 先導的内容の説明		様式6-1、6-2 ※該当するものを使用のこと 様式6-2は「既存住宅等の改修部門」で整備費補助を申請する場合のみ提出
	⑥ 長期優良住宅普及への寄与内容の説明、本事業による新たな取り組み、強化された取り組みの説明		様式7
	⑦ 事業計画		様式8 ※該当するものを使用のこと
	⑧ 過去採択された提案の実施状況・提案の変更点		様式9-1、9-2 ※これまでに採択を受けた提案者が、採択提案をベースに再度応募する場合のみ提出
			平面図、立面図(例とする住宅がある場合には写真、図等) ※一団の住宅地、共同住宅の提案の場合には敷地や団地全体のイメージが把握できる図面等を添付
3) CD-R	上記1)～2)の応募書類の電子ファイルを格納したもの	2枚	
4) チェックリスト	上記1)～3)の書類の有無等について確認するもの	1部	

※ 注意事項

- ①1)、2)の応募書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズ（片面印刷）にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- ②電子ファイルを作成するアプリケーションソフト及び保存形式は、Microsoft社のWord 2000及びExcel 2000以降のバージョン形式としてください（Excelは様式2及び様式8のみ使用）。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないで下さい。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。これによりがたい特段の事情等がある場合は6.2によりお問い合わせください。
- ③CD-Rには、「長期優良住宅先導事業（平成23年度版）」と「応募事業提案名（例：〇〇型長期優良住宅プロジェクト）」を記載してください。
- ④応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

1)、2)について、提案部門ごとの応募に必要な書類は次の表のとおりです。応募書類は1提案ずつ提出してください。複数部門で提案を行う場合や同一部門で異なる内容の提案を行う場合は、それぞれ応募書類を作成し、別提案として提出してください。

表 6-5-2 提出書類の様式

提案部門	申請書	応募図書								平面図・立面図(例とする住宅がある場合には写真、図等)
	提案申請書	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
		フェイスシート	提案の基本的な考え方	<新築> 先導的提案の内容説明	<既存> 既存住宅等の改修の概要 <新築> 住宅の提案の概要	<既存～> 情報提供 > 先導的内容の説明 <新築> 住宅の提案の内容説明	普及への寄与内容の説明、本事業による新たな取り組み、強化された取り組みの説明	事業計画	過去採択された提案の実施状況・提案の変更点	
(様式 1)	(様式 2)	(様式 3)	(様式 4)	(様式 5)	(様式 6)	(様式 7)	(様式 8)	(様式 9)		
住宅の新築	(今年度は募集がありません。)									
(1) 既存住宅等の改修部門	様式 1	様式 2 - 既存	様式 3 - 既存	/	様式 5 - 既存	様式 6-1 6-2 - 既存	様式 7 - 既存	様式 8 - 既存	様式 9-1 9-2	改修される住宅の平面図、立面図等
(2) 維持管理・流通に係る体制整備部門		様式 2 - 維流	様式 3 - 維流	/	/	様式 6 - 維流	様式 7 - 維流	様式 8 - 維流	様式 9-1 9-2	/
(3) 技術の検証、情報提供及び普及部門		様式 2 - 検証	様式 3 - 検証	/	/	様式 6 - 検証	様式 7 - 検証	様式 8 - 検証	様式 9-1 9-2	住宅を整備する場合その住宅の平面図、立面図等

このほか、チェックシート（全員・所定の書式）や、必要に応じて次の書類が必要。

○共同提案事業者名リストおよび組織図（共同提案の場合・書式自由）

※ 記入にあたっての留意点

それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。

1) 提案申請書 (様式 1)

- ・提出書類は、1枚を限度とします。
- ・提案事業部門のいずれかに○をつけてください。

2) 応募図書

①フェイスシート (様式 2)

- ・提出書類は、(Excel 形式) 1枚とします。
- ・複数の住宅事業者等による共同提案の場合、共同提案の事業者名のリストと組織図に関する書類を別途作成してください。(A4版)
- ・その他記載すべき項目がある場合には、様式中に“別紙○に記載”等明記の上別紙を添えてください。

②提案の基本的な考え方 (様式 3)

- ・提出書類は、2枚を限度としますが、必要な場合は関連資料を添付してください。但しこの場合の書式はA4版とし、内容も簡潔なものとして下さい。
- ・提案の基本的な考え方を記載してください。

③先導的提案の内容説明 (様式 4) (今回は該当なし)

- ・住宅の新築に関する提案のみ提出してください。
- ・提出書類は、2枚を限度としますが、様式以外に、説明用の参考資料を添付することも認めます。(A4版で簡潔なものとする)
- ・②で提案した基本的な考え方を具体的に記述して下さい。

④既存住宅等の改修の概要 (様式 5)

- ・既存住宅等の改修部門の提案のみ提出してください。
- ・改修を行う部分と改修により向上する内容及びその実現手法を記載してください。
- ・提出書類は、1枚を限度とします。

⑤先導的提案の内容説明 (様式 6)

- ・提出書類は、様式については提案項目ごとに1枚を限度としますが、様式以外に、説明用の参考資料を添付することは可能です。その場合、A4版で要点を的確に説明した簡潔なものとしてください。(既存のカタログや工事費積算など多量の資料は添付しないこと)
- ・また、一つの提案内容が複数項目にまたがる場合は、一つの様式にまとめて記載することも可能です。
- ・④で記載した項目ごとに提案内容の詳細を記載してください。
- ・既存住宅等の改修部門で改修工事と併せ、整備費(体制整備に要する費用、システムの整備に要する費用、技術の検証に要する費用)における補助も申請をする場合は、様式6-1と共に、様式6-2の提出も必要となります。様式6

ー 1 には改修工事における先導的提案の内容を記載し、様式 6-2 には整備(体制整備、システムの整備、技術の検証)において補助を申請する先導的提案の内容を記載してください。

⑥長期優良住宅普及への寄与内容の説明、本事業による新たな取り組み、強化された取り組みの説明(様式 7)

- ・提出書類は、1 枚を限度とします。
- ・普及への寄与内容の具体的取り組みを記載してください。
- ・提案内容や普及寄与の内容等に関連して、本事業を契機に新たに取り組むこと、又は強化して取り組むことを記載してください。

⑦事業計画(様式 8)

- ・提出書類は、Excel 形式です。必要に応じ欄を拡大して記入してください。1 枚とする必要はありません。
- ・積算内容等については注記を踏まえ、別紙を添えて具体的に示してください。

⑧過去に採択された提案の実施状況・提案の変更点(様式 9-1、9-2)

- ・過去に採択された者で、採択提案をベースに今回の提案を行っている場合のみ提出してください。様式 9-2 については、過去提案事業の実績、効果等について記載をし、また写真、図面等を添付してください

○平面図・立面図(A4: 1~2 枚程度)

- ・既存住宅等の改修部門の場合は、整備される住宅の平面図・立面図等(例とする住宅がある場合には写真、図等)住宅の概要が分かる図面を添付してください。複数の建築物を整備する場合、システム提案の場合には標準的な住宅の図面を添付してください。
- ・一団の住宅地、共同住宅の提案の場合には、敷地や団地全体のイメージ(住宅団地の周辺状況や周辺に対する配慮事項を含む)が把握できる図面やパース等を必ず添付してください。
- ・技術の検証、情報提供及び普及部門の場合で住宅の整備を行う場合には同様に、整備する住宅の図面を添付してください。

別表 1 - (1) : 直接経費

科 目	説 明
賃 金 等	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費、当該事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人（応募者の構成員として効果の検証を実施する者は除く。）に支払う経費
旅 費	当該事業に参加する者が事業の実施のために直接必要な交通費及び宿泊
備品購入費等	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変ずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）、事業用等の消耗器材、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価*備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
委 託 料 等	当該事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料、各種保守料、洗濯料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料、当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費*原則として各年度の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ の 他	設備の賃借（リース）、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。）、通信運搬費（実際に事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表 1 - (2) : 申請できない経費

科 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	但し、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員又は応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。但し、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。

科 目	説 明
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	但し、補助金の対象となった事業に関する成果発表会を行う場合は申請可能
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表2：附帯事務費

科 目	説 明	
人 件 費	賃 金	当該事業の実施のために、新たに（専任で）雇用した事業執行に直接必要なアルバイト等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。） 人件費の合計額は、原則として附帯事務費総額の30%以内とする。
旅 費	旅 費	事業執行のため直接必要な出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費
庁 費	需 用 費 (物品購入の場合は、単価2万円未満のものに限る。)	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、図書、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、ガス等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車等備品の修繕料
	役 務 費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、物品取扱手数料、報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等
	使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃貸料

長期優良住宅先導事業 評価委員会 名簿

別紙

委員長	巽 和夫	京都大学名誉教授	
委員	秋元 孝之	芝浦工業大学教授	
	浅見 泰司	東京大学教授	
	安藤 直人	東京大学教授	
	五十田 博	信州大学准教授	
	小松 幸夫	早稲田大学教授	
	坂本 功	東京大学名誉教授	
	勅使川原正臣	名古屋大学教授	
	中川 雅之	日本大学教授	
	松村 秀一	東京大学教授	
	三井所 清典	芝浦工業大学名誉教授	
	野城 智也	東京大学教授	
	専門委員	本橋 健司	芝浦工業大学教授
		岩田 司	独立行政法人建築研究所 住宅・都市研究グループ上席研究員
		鹿毛 忠継	同 材料研究グループ上席研究員
古賀 純子		同 材料研究グループ主任研究員	
澤地 孝男		同 環境研究グループ長兼防火研究グループ長	
中島 史郎		同 建築生産研究グループ上席研究員	
布田 健		同 建築生産研究グループ上席研究員	
萩原 一郎		同 防火研究グループ上席研究員	
長谷川 直司		同 建築生産研究グループ長兼材料研究所グループ長	
濱崎 仁		同 材料研究グループ主任研究員	
武藤 正樹		同 建築生産研究グループ主任研究員	

(平成 23 年 5 月 12 日現在、敬称略、五十音順)

*専門委員は、今後変更することがある。